粒状タイヤゴム	GRANULATE TYRE RUBBER	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。 三　船長は、貨物が洗浄されたゴム材料のみで構成されていることを確認すること。 四　積載期間が５日を超える場合には、積載場所に固定式ガス消火設備を備えること。
石こう	GYPSUM	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、甲板及び積載場所を十分に清掃すること。
石こう （造粒品）	GYPSUM GRANULATED	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
チタン鉄鉱 （岩石）	ILMENITE (ROCK)	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　粉じんの吸入を避けること。 三　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
チタン鉄鉱砂 ［イルメナイトサンド］ （水分が２％以下のもの。）	ILMENITE SAND	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 六　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 七　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
鉄鉱石	IRON ORE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
鉄鉱石ペレット	IRON ORE PELLETS	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。
鉄岩	IRONSTONE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
曹灰長石	LABRADORITE	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において船積みをしないこと。 四　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 七　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
鉛鉱	LEAD ORE	一　腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
石灰石	LIMESTONE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。
死焼マグネシア ［重焼マグネシア］	MAGNESIA (DEADBURNED)	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　船長は、貨物が十分に熱処理されていることを確認すること。
マグネサイト （天然のもの）	MAGNESITE, natural	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。